

第5章 多様な自然の保全と活用

第1節 生物の多様性の確保

第1 野生生物の現状

本県では、自然公園内での各種行為による動植物に与える影響を軽減するため、事業者に事前総合調査の実施を義務づけるとともに、開発地域にあっては、貴重種の保護対策を行わせるなど希少野生生物の保護に努めてきた。また、鳥獣保護区の指定を行うこと等により野生生物の保護に努めている。

しかし、近年の野生生物を取り巻く状況はより複雑さを増し、状況に応じたより専門的な保護対策の実施が必要になってきている。

1 野生鳥獣の生息状況に関する調査

(1) ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査

越冬期におけるガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況を把握するため、1月中旬に、全国一斉調査の一環として県内42湖沼において生息状況調査を実施した。

総羽数は、24種104,364羽で、昨年より種類は2種減少、羽数は19,361羽減少した。

主な環境指標

◇鳥獣保護区（実績／目標）

面積 60,499ha（24年度）／61,834ha（28年度）

箇所数 80箇所（24年度）／81箇所（28年度）

図表5-1-1 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査結果(24年度)

	種 数	羽 数
ハクチョウ類	3種	1,621羽
ガン類	1種	85羽
カモ類	20種	102,658羽
合計	24種	104,364羽

図表5-1-2 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査結果(経年)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
総羽数	100,963	95,002	93,143	93,482	101,842	77,286	123,725	104,364
総種数	26	25	25	23	23	27	26	24

第2 生物の多様性の確保に関する施策

1 野生生物の保護・管理

(1) 第11次鳥獣保護事業計画に基づく事業の推進

「第11次鳥獣保護事業計画」(24年度から28年度)に基づき鳥獣保護区等の設定などの鳥獣保護事業を推進した。

【計画の主な内容】

- ①鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ②鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣に係る）に関する事項
- ③鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- ⑤その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項など

(2) 鳥獣保護思想の高揚

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っており、人間の生活にとっても欠くことのできないものである。これら鳥獣に対する理解を深め、鳥獣保護思想の高揚を図るため、愛鳥モデル校の指定（小学校9校、中学校3校）を行っている。また、鳥獣センター、愛鳥週間等を通じて鳥獣保護思想の普及啓発を図った。

用語解説

生物の多様性

「生物の多様性」とは、すべての生物の間の変異性をいうものであり、①多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、②多様な種が存在すること、すなわち、全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な種から構成されているという「種間の多様性」、③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」の3つのレベルの多様性をいう。

(3) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護区を指定し、鳥獣の捕獲を禁止するとともに、鳥獣の種類が豊富で個体数が多いなど鳥獣の保護

繁殖にとって特に重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為を規制して、鳥獣の生息環境を保全した。24年度は、「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき、特定猟具使用禁止区域（銃）の指定を行った。

図表5-1-3 県内の鳥獣保護区等の箇所数と面積（24年度）

（単位：ha）

区分	新設		拡大		設置数	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
鳥獣保護区	一	一	一	一	80	60,449
同特別保護地区	一	一	一	一	7	1,270
休猟区	一	一	一	一	4	5,818
特定猟具使用禁止区域（銃）	1	39	2	663	210	61,813

(4) 鳥獣保護員

鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護員を97名配置し、鳥獣保護区・休猟区等の管理、違法捕獲・違法狩猟の監視等を行った。各地域に鳥獣保護員を配置することにより、違法捕獲・違法狩猟等の通報があった際などにも迅速に対応した。

管理対策等を実施し、人とイノシシとの共存を図った。

(5) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業の被害防止と生活環境の保全を図るため、県又は市町村において、農林水産業や生活環境に被害を与える鳥獣について捕獲許可を行い、24年度は、271件の捕獲を許可し、8,823頭（羽）の捕獲を実施した。

(8) 放鳥事業

減少しつつある鳥類の繁殖を図るために、休猟区など繁殖が必要と認められる箇所に放鳥を行った。24年度はキジ1,800羽、ヤマドリ200羽を放鳥した。

(9) 鳥獣センターの運営

鳥獣保護思想の普及啓発の拠点として、傷病野生鳥獣の保護・飼養、展示鳥の飼養を行った。特に、長期に治療を必要とする鳥獣については、指定獣医師による治療により、早期に野外に放すよう努めた。

(10) 狩猟対策

狩猟免許取得のための試験や免許更新の講習を実施するとともに、県内で狩猟をしようとする者の狩猟者登録を行った。24年度は狩猟免許試験を3回、免許更新講習を33回実施するとともに4,153件の狩猟者登録を行った。

また、法令を遵守し、安全で適正な狩猟を推進するため、司法警察員及び鳥獣保護員による狩猟者への指導・取締りを行うとともに、県警本部（各警察署）にも取締りを要請した。

さらに、狩猟者研修センターの適正な維持管理や施設整備等を行った。

(6) 傷病鳥獣の救護

けがなどで衰弱した野生鳥獣について、県民の通報を受けて救護活動を行った。

専門医の治療を要するものについては、指定の診療実施機関（20機関）で治療を行った。24年度は359羽（頭）の傷病鳥獣を治療した。さらに継続して治療を必要とする鳥獣については、県の鳥獣センターで保護・飼養し、回復した後、自然に復帰させた。

(7) 特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画

イノシシによる農作物への被害が拡大していることから、「特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画」を改定し、イノシシの生息数の適切な

2 希少な動植物の保護

(1) 茨城県版レッドデータブック等

本県においては、全国で最初に発見されたヒヌマイトトンボやツクバスゲ等希少な動植物が数多く分布しており、これらの保護を図るために地域レベルにおける野生動植物の現状を明らかにした基礎資料を整備することが重要であることから、県版レッドデータブックを整備している。

15年度には、これらレッドデータブックを基礎資料として、希少野生動植物の保護のあり方の基本的な考え方等を整理した「茨城県希少野生動植物保護指針」を策定した。

野生動植物の状況は常に変化しており、現状

に即した保護対策を講じるため、22年度からレッドリストの見直しに着手しており、植物編については、24年度にレッドデータブックの改訂を行った。

(2) 希少野生生物の保護対策

「茨城県希少野生動植物保護指針」や、オオタカ等の保護に関し、環境省（当時の環境庁）が取りまとめた「猛禽類保護の進め方」（24年12月改訂）等を参考に、各種開発事業実施時における、希少野生動植物の保護について、関係事業者等への指導を行った。

第3 今後の取り組み

「希少野生動植物保護指針」や「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき、適正な保護対策に努める。

さらに、狩猟免許試験等の適切な実施や、狩猟期間中、狩猟者に対する取締りを実施し、事故、違反の防止に努めるとともに、狩猟者研修センターの維持改修を行い、狩猟技術の向上と狩猟の適正化を図る。

また、生態系や農作物への被害をもたらすアライグマの目撃情報が県内各地から寄せられ、20年10月以降、捕獲される事例も増えていることから、22年5月に「茨城県アライグマ防除実施計画」を策定し国の確認を受けたところである。今後は、この計画に基づき、市町村等と連携して、防除に取り組む。

トピックス

ラムサール条約登録湿地

24年7月に渡良瀬遊水地（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）がラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録されました。

渡良瀬遊水地は本州最大級のヨシを主体とする湿地が広がり、700種以上の植物が確認され、タチスミレなどの希少植物が数多く生育しています。鳥類ではオオヨシキリや、チュウヒなど約140種が確認されています。今回は、渡良瀬遊水地の他8箇所の湿地が登録され、国内の登録湿地は46箇所（計137,968ha）となりました。渡良瀬遊水地の本県部分は、古河市の19ha（遊水地全体2,861ha）ですが、本県としては初めてのラムサール条約登録地です。

県内には渡良瀬遊水地の他、国際的に重要な湿地である潜在候補地が、霞ヶ浦及び北浦、涸沼、利根川下流域の3箇所があります。これらの潜在候補地のうち、鳥獣保護法などの法律により将来にわたり自然環境の保全が図られ、地元の賛意が得られることが登録の要件になります。

ラムサール条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけではなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として保全・維持すること、そして、そこから得られる恵みを持続的に利用することが求められています。

県では、ラムサール条約に登録されることにより、多くの県民が自然環境の保全に関心を持ち、豊かな自然を後世に伝えていく契機となること、また、国際的に重要な湿地と認められることにより、内外からの関心を集め、地域の魅力を発信することによって地域おこしが展開できることから、県内の潜在候補地の登録を目指しております。

27年（2015年）にウルグアイで開催される、第12回ラムサール条約締約国会議において、県内の湿地が登録されるよう地元市町村と連携して気運の醸成を図っていきます。



第2節 自然公園等の保護と利用

第1 自然公園等の現状

1 自然公園の保護・管理

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民が自然公園を快適に利用できるよう必要な施設を整備し、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として、国土のうち優れた自然の景観区域を選び指定されたものである。

自然公園には、国を代表する傑出した自然の風景地である「国立公園」、これに準ずる「国定公園」、その地方を代表する優れた自然の風景地である「都道府県立自然公園」がある。

現在、本県内には水郷筑波国定公園と9か所の県立自然公園があり、面積は90,896haと、県土面積の14.9%を占めている。

この自然環境の適切な保護を図るとともに、

主な環境指標（24年度）	
◇自然公園	面積 90,896ha
◇自然環境保全地域	面積 645ha 34箇所
◇緑地環境保全地域	面積 114ha 44箇所

近年の県民の自然とふれあう気運の高まりやニーズの多様化に対応するため、園地・歩道等の施設の整備に努めている。

2 自然環境保全地域等

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で、良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、「自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定している。

現在までに自然環境保全地域34か所645ha(うち特別地区82ha)、緑地環境保全地域44か所114haを指定している（図表5-2-1）。

図表5-2-1 自然環境保全地域等の区分

自然環境 保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高山性植生、亜高山性植生の森林・草原 ・すぐれた天然林を有する森林 ・特異な地形、地質、自然現象の存する土地 ・自然環境がすぐれた状態を維持している河川、湖沼等 ・植物の自生地、野生動物の生息地、繁殖地
緑地環境 保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、池沼、丘陵、草原等が市街地、集落地等と一体となって良好な自然環境を形成している土地 ・歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地

3 温泉

本県の温泉は、県北の山間部及び太平洋沿岸に多く分布し、比較的泉温の低いものが多い。泉質別では、多い順に塩化物泉、単純温泉、炭酸水素塩泉、硫黄泉、硫酸塩泉となっている。

近年、土地掘削技術の向上により1,000m以上の大深度温泉掘削が可能となり、温泉がゆう

出しにくいと考えられてきた県南・県西地域においても、温泉の掘削がみられる。

また、日帰り温泉施設等の増加や、温泉利用方法の多様化（温泉スタンド、タンクローリー等による温泉水輸送等）により、県民が温泉を利用する機会が増えている。

第2 自然公園等の保護と利用に関する施策

1 自然公園の保護・管理と適切な利用

（1）自然公園の規制

公園ごとに定めた公園計画によって、公園区域を「特別保護地区」、「特別地域（第1種、第2種、第3種）」及び「普通地域」に区分し、自然公園の風致景観を保護するため、各種行為の規制を行っている。

国定公園及び県立自然公園区域内で工作物の新築、土地の形状変更等所定の行為を行う場合、特別保護地区及び特別地域では知事の許可が、普通地域では届出が必要である。

(2) 現地管理体制

自然公園の現地管理体制の強化を図り、併せて利用者の案内指導を行うため、国定公園管理員2名、県立自然公園指導員60名を配置し、区域内のパトロール等を実施している。また、環境省では国の国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、本県では52名が委嘱されている。

また、保護管理の適正を期すため、採取等を禁止する植物（指定植物）を指定しているほか、公園区域内に規制板、案内板等を設置するとともに、自然公園ごとに保護管理協議会を設置し、美化清掃等に努めている。

さらに、23年度に、衰退のみられる筑波山のブナ林保護対策を図るため「筑波山ブナ林保全指針」を策定した。

(3) 自然公園の施設整備と利用の促進

自然公園の適正な利用を図るため、各々の自然公園には規制計画とともに施設計画が定められている。これに基づき利用のために必要な施設の効果的な配置・整備に努めており、現在までに園地、野営場、公衆トイレ、駐車場等の基幹的施設の整備を進めてきた。

(4) 自然保護思想の普及啓発

自然環境を保全するためには、県民の自然に対する正しい認識と郷土の自然を守る自主的な活動に負うところが大きいことから、筑波山アカデミーを始めとする各種行事や自然ガイド等印刷物の作成など自然保護思想の普及啓発に努めている。

【首都圏自然歩道の整備と歩こう大会】

自然や史跡等を探訪し、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備された首都圏自然歩道（関東ふれあいのみち）の利用促進を図るため、茨城県自然歩道利用促進協議会等の協力を得て、コースマップの作成と無償配布、歩道及び標識等の整備を実施した。

また、6年度から首都圏自然歩道の踏破記念制度が始まり、24年度までに181名が茨城県全18コース約255kmを踏破した。

2 自然環境保全地域等の保全と活用

自然環境保全地域内では、生態系構成上重要な地区等を特別地区とし、それ以外の地区を普通地区として指定している。特別地区内で工作物の新築等所定の行為には許可が、普通地区での所定の行為には届出が、緑地環境保全地域での所定の行為には届出がそれぞれ必要とされている。

また、各保全地域に自然保護指導員1名（菅生沼自然環境保全地域のみ2名）を配置し、保全地域の管理と地域住民に対する自然保護思想の普及啓発に努めている。

さらに、保全事業として標板・標柱を設置し、自然観察の手引とするなど、意識の高揚を図っている。

3 温泉の保護と利用

本県においては、既存源泉に影響を及ぼすなど、公益を害するおそれのある温泉掘削を未然に防止するほか、過大な揚湯能力を有する動力の装置を認めないと、環境保全にも配慮し、茨城県自然環境保全審議会における答申のもとに温泉源の保護に努めているところである。

さらに、温泉利用についても、茨城県温泉利用認定委員会において温泉利用に関する事項を審議し、適宜、現地調査・利用指導を行うことで利用適正化を図っているところである。

図表 5-2-2 温泉関係許可事務取扱状況 (単位：件)

区分／年度		19	20	21	22	23	24
掘 さ く	申請	2	3	4	1	—	3
	許可	2	3	4	1	—	3
増 増	申請	—	—	—	—	—	—
	許可	—	—	—	—	—	—
動力装置	申請	5	3	3	1	4	1
	許可	5	3	3	1	4	1
温泉利用	申請	21	15	11	5	7	14
	許可	21	15	11	3	9	14
温泉採取	申請	/	14	5	—	2	—
	許可	/	8	11	—	2	—

第3 今後の取り組み

1 自然公園の保護・管理と適切な利用

自然公園の適正な維持管理を図るため、国定公園管理員及び県立自然公園指導員による巡回指導を行うほか、規制板・案内板の設置等を行う。

自然公園内の施設整備については、水郷筑波国定公園内の利用拠点になる歩道、案内板等の整備を引き続き進めるほか、県立自然公園内においても、施設整備を進めることにより、自然公園の利用施設の整備促進を図る。

また、本県の自然公園内の優れた自然とふれあい、自然環境への理解を深めることを目的として、ウォークフェスティバルを開催する。

2 自然環境保全地域等の保全と活用

自然環境保全地域等の適正な保全管理を図るため、引き続き自然保護指導員による指導管理を行うほか、標板・標柱の設置等の保全事業を実施する。

3 温泉の保護と利用

温泉源の保護を図るため、公益を害するおそれのある温泉掘削を防止し、過大な揚湯能力を有する動力についてもその装置制限を行う。

また、「温泉資源の保護に関するガイドライン」に基づき、定期的に泉質や使用状況の調査を行うとともに、新たな掘削等に際しては、水位変動を確認するための計器の設置を指導する。

さらに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の未然防止のため、温泉の採取者に対し適正な指導を行う。

加えて、温泉の適正利用を確保するために、温泉を供するものに対し、再分析の実施や適切な掲示について指導する。

第3節 森林・平地林等の保全と創出

主な環境指標
 ◇森林面積 186,878ha (24年4月)
 ◇造林面積 68ha (24年度)

第1 森林・平地林等の現状

森林の持つ機能を高度に発揮させるため、健全部で活力ある多様な森林の整備を進める。

また、緑豊かなうるおいのある生活環境づくりを進めるため、平地林等の保全整備を推進している。

農業生産の基盤である農地については、環境保全、景観形成の機能等、多様な公益的機能の維持・推進を図るとともに、適正な管理による保全を進めている。

1 森林の現状

森林は、水源のかん養や県土の保全、快適な

環境の形成など様々な機能を持ち、人間を含めたすべての生物を支え育む自然環境の基盤をなすものである。

森林の視点から本県の姿を見ると、県土面積609,572 ha のうち、森林面積が186,878 ha (24年4月現在)と県土面積の30.7%、農地が29.1%、その他住居地等が40.1%と全国と比較して特徴ある土地利用区分となっている。

しかしながら、近年の土地利用の推移を見ると、各種基盤整備等に伴い、道路、住宅地、工業用地といった土地利用が増え、森林、農用地といった緑の減少傾向が続いている。

図表 5-3-1 森林面積の推移 (単位: ha)

(各年4月1日現在)

年区分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
民有林	森林面積	144,640	144,640	144,071	144,071	144,050	143,855	143,855	142,918	142,918	142,968	142,856	142,856
	うち平地林	41,398	41,398	40,836	40,836	40,836	40,680	40,680	39,799	39,799	39,799	39,885	39,885
	国有林	45,177	45,177	45,153	45,153	45,042	44,994	44,994	44,989	44,989	44,984	44,977	44,977
	計	189,817	189,817	189,224	189,224	189,092	188,849	188,849	187,907	187,907	187,952	187,833	187,833
													186,878

2 平地林等の現状

森林のうち県央部から県南西部にかけて広く分布している平地林や農村部等に点在する里山林は、身近な自然として、また、多様な生態系を維持するなど多くの役割を果たしてきているが、都市基盤の整備等に伴う減少傾向とともに、管理放棄による荒廃が著しく、適正な保全と整備を図っていくことが課題となっている。

3 農地の現状

本県の農地は、約17.4万ha (H24.7.15)と県土の約28.5%を占め、山林とともに本県の自然環境・景観形成に重要な役割を担っている。

しかしながら、その面積は、宅地等への転用やかい廃等によって減少してきている。

第2 森林・平地林等の保全と創出に関する施策

1 森林の維持と育成

(1) 山地・山間地等の優れた自然の保全

ア 県土の保全－保安林の適正配備

保安林は、水源のかん養、土砂の流出防備、公衆の保健等その目的によって17種類に分けられ、24年度末で本県では、13種類55,366ha (民有林17,341ha、国有林38,025ha)を指定している。

保安林の整備については、県土の開発及び都市化の進展、水需要の増大、自然災害の防備等に対処するため、「地域森林計画」に基づいて計画的に進めた。

イ 森林の維持・育成

森林の計画的な伐採や造林を推進するため、「森林法」に基づく「八溝多賀地域森林計画」の樹立準備を進めるとともに、市町村森林整備計画に即した計画的な森林整備等の推進について支援した。

(ア) 林業の担い手対策

木材価格の長期低迷、生産コストの上昇による林業採算性の悪化など林業を取り巻く情勢が厳しい状況にあることなどから、林業就業者は減少傾向にあり、林業就業者の平均年齢も他産業に比べて高い。

このため、5年度に設置した「森林整備担い手対策基金」を活用して、林業就業者の新規参入の促進、社会保険加入の促進、労働安全対策等を行っている。また、就労条件の整備を推進するとともに、省力化・魅力ある職場づくりに欠かせない高性能林業機械のオペレーターの養成を行っている。

さらに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、10年3月に設置した「茨城県林業労働力確保支援センター」を通じて、林業労働者の新規参入の促進と労働環境の整備を図るため、普及啓発や各種の研修事業等を実施している。

(イ) 林道の整備と県産材安定供給体制の確立

林道は、林業生産性の向上、適正な森林管理の推進のための基幹となる施設であるとともに、山村地域の生活環境の改善と振興に大きな役割を果たしている。このため、林道の開設、

改良及び舗装事業を計画的に実施した。

県産材の安定供給体制については、产地における生産・流通拠点施設の整備による品質の安定した良質の木材製品の供給に努めている。

(ウ) 造林の推進

水源かん養機能や地球温暖化防止などの森林の有する公益的機能の高度発揮に対する県民の要請が高まっている。そのため、造林から保育に至る一貫した森林の造成整備を推進し健全で活力ある多様な森林を育成した。

(エ) 間伐の推進

木材価格の下落、林業採算性の悪化等により、間伐等の保育管理が遅れ、荒廃した森林が増加している状況にある。一方、二酸化炭素の森林吸収源対策として間伐の実施が急務になっている。

このため、20年度から導入した森林湖沼環境税を活用して、荒廃した森林における間伐の必要性を周知し森林所有者等への働きかけを強化するとともに、関係機関と連絡を密にする等、積極的に間伐を推進し、水源かん養等の公益的機能が持続的に発揮される健全な森林を整備している。

図表 5-3-2 民有林間伐面積の推移

区分	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
民有林間伐面積		1,298	1,305	1,202	1,151	1,281	1,313	1,632	2,520	2,613	2,469	3,860	—

※ 「—」は調査中

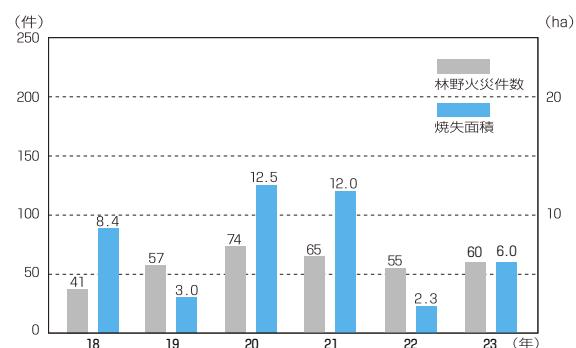
(オ) 森林保護対策

林野火災から森林を守るために、保安林や林野火災の多発するおそれのある地域において森林保全巡視員による森林パトロールを実施するとともに、林野火災予防の普及啓発に努めた。

また、保安林等重要な松林を松くい虫による被害から保護するため、薬剤の空中散布や地上散布による防除を実施するとともに、松くい虫により枯損した松の伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止に努めた。

(カ) 県民参加の森林づくりの推進

県民の森林や緑に対する期待と関心は高まりを見せているため、県民を対象にした、植樹、



図表 5-3-3 林野火災件数と焼失面積の推移

下刈り、枝打ちなど、育林実践活動などを実施している。

2 平地林等の保全と創出

(1) 平地林等の整備

地域住民の提案等による地域の整備目的に沿った平地林・里山林の保全整備を実施している。

(2) 自然観察施設の整備

県民の森林・緑に対する要請は、近年の余暇時間の増大やライフスタイルの変化等によって、自然と人との交流・ふれあいの場として利用されるなど多様化しており、県民が身近に利用できる施設の整備が必要となっている。

このため、身近に緑にふれあう場として、県民が楽しみながら緑に接し、緑の大切さを学ぶ野外活動の場として茨城県民の森をはじめとした自然観察施設の適切な管理・運営を図っている。

(3) ふるさと茨城の森（平地林等）保全活用基本方針の普及・促進

9年度に策定した「ふるさと茨城の森（平地林等）保全活用基本方針」の内容をPRするため、「ふるさと茨城の森を守ろう」を関係機関等に配布した。

(4) 第2次緑のいばらき推進計画の策定

地球環境にやさしい緑豊かな県土の創造をめざすため、「緑のいばらき推進計画」に基づき、平地林等、適切な緑の保全や地域の特性を活かした緑づくりを進めている。

図表 5-3-4 自然観察施設一覧（林政課所管）

名 称	設 置 目 的	位 置
茨城県民の森	野生植物の観察並びに保健及び休養の場	那珂市戸
茨城県植物園	植物に関する知識の習得及び憩いの場	
茨城県森のカルチャーセンター	森林及び野生鳥獣に関する知識の習得の場	
茨城県きのこ博士館	きのこ類、山菜類その他の特用林産物に関する知識の習得の場	
茨城県奥久慈憩いの森	森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場	大子町高柴
茨城県水郷県民の森	森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場	潮来市島須

3 農地の保全と整備

(1) 優良農地の保全

新規参入者を含む農業担い手の育成、農地や農道等の農業基盤の整備を推進するほか、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき市町村農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、また、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る共同活動を支援し、優良農地の確保・保全を図っている。

(2) 都市農村交流の推進

近年、都市住民を中心に農業・農村に対する関心が高まり、多くの市民農園や体験農園が開設されるなど、都市農村交流施設の整備が進み、農村への来訪者を受け入れようとする農家等の動きも生じている。

このような動きを受けて、県では各種の事業、制度を活用して都市農村交流施設や市民農園の整備を推進するとともに、農家民宿の開設支援などグリーン・ツーリズムを推進し、魅力ある農村づくりを進めている。

第3 今後の取り組み

1 森林の維持と育成

貴重な動植物が生息する森林を利用するに当たっては、自然環境の保全に留意し、保安林は「地域森林計画」に基づき、また、林業生産の基盤である林道及び作業道については、「森林・林業振興計画」で掲げた林内路網密度の目標である25.1m/haの達成に向けて計画的に整備する。

さらに、国補造林事業等により、25年度は造林約48ha、保育約2,473haの森林整備を実施する。

森林計画については、25年度に地域森林計画の樹立・変更を行うとともに、森林計画制度見直しによる地域の意見を反映した市町村森林整備計画の作成を支援することにより、計画的な森林整備等を推進する。

森林の保護については、林野火災から森林を守るため、森林パトロールや林野火災予防の普及啓発を行う。また、保安林等の重要な松林については、松くい虫による被害拡大を防ぐため、薬剤散布等を実施する。

また、森林湖沼環境税を活用して、「森林環境保全のための適正な森林整備の推進」、「いばらき木づかい運動の推進」、「県民協働による森林づくりの推進」の3つを施策の柱として、森林の保全・整備に取り組む。

2 平地林等の保全と創出

平地林・里山林については、20年度から開始した「身近なみどり整備推進事業」により、25年度には200haを目標に整備する。

さらに、コナラやクヌギ、シイ、カシなどの貴重な平地林が見られる「水郷県民の森」については、自然環境に関する学習の場としての利活用を図る。

3 農地の保全と活用

(1) 優良農地の保全

地域農業の担い手の育成を図りながら、担い手への農用地利用の集積等を促進するとともに、農地の基盤整備を推進するほか、「農業振興地域の整備に関する法律」等に基づき、市町村農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、優良農地の確保・保全を図っていく。

(2) 都市農村交流の推進

農村の活性化を図るため、各種事業等を活用し都市農村交流施設の整備や、グリーン・ツーリズムに関する研修会の開催、市民農園や農家民宿の開設支援などを実施し、都市と農村の交流を推進する。

トピックス

森林湖沼環境税を活用した森林の整備・保全

本県では、良好な自然環境を次代に引き継ぐため、20年度より森林湖沼環境税を活用し、「森林環境保全のための適正な森林整備の推進」「いばらき木づかい運動の推進」「県民協働による森林づくりの推進」の3つを柱とする、健全な森林づくりに取り組んでいます。

◆ 森林環境保全のための適正な森林整備の推進

緊急に間伐を必要とする森林を対象に、29年度までの5年間で約8,000ヘクタールを目標とした間伐に取り組むほか、平地林や里山林の整備を進めています。さらに、松くい虫被害を受けた海岸防災林の再生を図るため、広葉樹の植栽等を行います。

◆ いばらき木づかい運動の推進

県民の皆様に木の良さを知っていただき、県産材の需要を増やすことが森林整備の推進にもつながることから、県や市町村施設の木造化や学校等へ県産材を使った机や椅子などの導入に対する支援、木造住宅の建築に対する支援などを行っています。さらに、木質バイオマスとして、未利用間伐材の有効利用を推進します。

◆ 県民協働による森林づくりの推進

森林の働きや重要性などについて広く県民の皆様に理解していただくため、森林づくりや森林環境学習などを行う市町村やボランティア団体等を支援するとともに、森林・林業体験学習を実施しています。



森林・林業体験 みんなで丸太を切ってみよう



間伐で林内が明るくなった森林

トピックス

水源地域の保全

水は県民の暮らしを支え、作物の豊穣をもたらし、産業の発展に大きく寄与しています。常陸国風土記において理想郷を意味する常世の国と称された茨城県は、久慈川、那珂川、利根川などの水量豊かな河川や霞ヶ浦などの広大な湖沼が存在する全国でも屈指の水に恵まれた県であり、この地に暮らす私たちは、等しくその恩恵に浴しています。

この豊かな水資源は、森林が持つ水源涵養機能によって育まれているため、私たちは、水源地域の森林を常に健全な状態に保つ必要があります。

しかしながら、近年、我が国においては、利用目的が明らかでない森林の買収事例が相次いで確認され、適切な管理が行われない森林が増加することによる水源涵養機能の低下が懸念されています。

そのため、県民、水源地域の土地所有者等及び地方公共団体が連携し、協力して水源地域の保全に関する施策を推進し、本県の水資源がもたらす恩恵を将来にわたって享受できるよう、茨城県水源地域保全条例が、平成24年10月3日付けで公布・施行されました。

この条例に基づき、平成25年1月1日より森林の土地売買等の契約を締結しようとするときは、面積の大小にかかわらず、事前に知事への届け出が必要になりました。また、これにより、県、県民及び土地所有者等の責務が明らかになり、所有者等に必要な助言や指導もできるようになりました。

県では豊かな水資源の保全のため、今後も水源地域の健全な維持管理に向けた施策を推進してまいります。



第4節 河川等水辺環境の保全と活用

第1 河川等水辺環境の保全と活用に関する施策

1 河川の保全と活用

近年、河川は洪水対策や水資源の確保に加えて、私たちの生活にうるおいを与える水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられていることから、河川環境に配慮し、各河川の特性に応じた河川整備に取り組んでいる。

県では、沿川の幅をもった地域を「水際線」と位置付け、水際線地域計画等に基づき、うるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを推進している。24年度は前川(潮来市)等において事業の推進を図った。

2 湖沼・湿地の保全と活用

多様な生態系を育みうるおいある水辺環境を保全・創出するため、各湖沼や、湿地の特性に

応じ、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した水際線整備を図っている。24年度は涸沼のモデル地区において、水生植物帯の保全・再生整備の事後モニタリングを実施した。

3 沿岸・海域の保全と活用

砂浜の消失から生じる被害から県土を守るために、鹿島灘海岸において、昭和60年度からヘッドランド工法により侵食対策を実施している。これまでに34基のヘッドランドが完成し、24年度は、養浜を実施した。

さらに、川尻港海岸及び鹿島港海岸において、護岸などの整備を実施した。

第2 今後の取り組み

1 河川の保全と活用

各河川の特性に応じ、遊歩道や桜づつみの整備、自然の河川に見られる多様性のある河岸やみお筋を保全するなど河川環境に配慮した多自然川づくりを推進する。

また、「茨城県水際線計画」に基づき、うるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを推進する。

さらに、河川環境に対する地域住民の理解を深めるため、河川に係る広報活動を充実し、河川愛護思想の普及啓発に努める。

2 湖沼・湿地の保全と活用

河川と同様に、各湖沼や、湿地の特性に応じ、

自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した水際線整備を図る。

また、水生植物帯の保全・再生を図るなど、水生植物の有する自然の水質浄化機能の活用に努める。

3 沿岸・海域の保全と活用

鹿島灘海岸では、海岸侵食対策を推進とともに、鹿島港海岸などにおいて、遊歩道などの整備を進める。

また、河原子海岸では、周辺施設と一体となったレクリエーション空間を創出するため、階段護岸の整備を進める。

用語解説

ヘッドランド工法
侵食海岸に大規模な突堤を1km位の間隔で設置し、波浪エネルギーを分散させ海浜の安定を図るもの。